

有害鳥獣対策のさらなる推進を求める意見書

有害鳥獣対策については、これまでも様々な対策を講じてきているが、生息域の拡大や、生息数増加の傾向に歯止めがかからない状況にある。

世界農業遺産に認定された大崎耕地を有する我が大崎市でもその状況は変わらず、イノシシによって雄大な自然景観を破壊され、生物多様性や生態系への影響も危惧されるほど田畑や農作物が荒らされており、農業被害も甚大である。

本市でも、これまでソーラー電気柵等の導入支援や、侵入防止物理柵の設置補助を行うほか、東北初であるイノシシ専用の食肉処理加工等施設と有害鳥獣減容化施設を整備し、本年10月下旬からの本格稼働を目指し準備を進めているが、残念ながらいまだに被害が頻出している。

電気柵や物理柵等の有害鳥獣対策は、農作物への被害を抑える効果はあるものの、そのことによって収穫量が増えるわけでも、品質が向上するわけでもない。被害額によるマイナスをプラスマイナスゼロに近づけることはできても、施工費用や維持管理費によって利益は削られ、農業従事者の営農意欲をそぎ続けている。

よって、国においては、地方における有害鳥獣被害の実態を改めて速やかに調査し、実態に則したさらなる支援策を推進するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 イノシシの生息数をしっかりと把握し、被害の防止にかかる抜本的な取組の強化と、十分な予算の確保を図ること。
- 2 猟銃免許取得に対する支援の強化や、報酬に対する財政措置など、鳥獣保護管理に携わる人材の確保、育成を図ること。
- 3 市町村による農業者の営農規模に応じた支援策の推進を図るため、さらなる財政支援を講じること。
- 4 ジビエとして野生鳥獣の食肉を積極的に活用し、国として六次産業化を推進すること。

5 豚熱遺伝子検査については支援額の上限を設定せず，検査実績数に対する補助・支援を行うこと。

以上のとおり，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和5年10月10日

宮城県大崎市議会議長 関 武 徳

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
衆議院議長
参議院議長

） 殿